

【事案Ⅱ－２】疾病障害共済金請求

・平成 30 年 5 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が受けた心臓の弁置換術について、疾病障害共済金の支払条件に適合しているとし共済金を請求した。

これに対し被申立人が、発病時期が、本件契約の発効日である平成 25 年 6 月 1 日以後とは認められず、支払対象ではないとしたため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、生命共済契約の疾病障害共済金 200 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 26 年 3 月に心臓の弁置換術を受け、特定の身体の障害の状態となったため、被申立人に対し疾病障害共済金を請求したが、被申立人より、約款・事業規約の規定に該当しないため、疾病障害共済金を支払わないとされた。
- (2) しかし、申立人は、平成 25 年 6 月頃から息切れ等を自覚し、A病院では同年 6 月 3 日に心機能低下、同年 6 月 20 日以降Bセンターで大動脈弁閉鎖不全症と診断されているため、リーフレット記載の病障害共済金の支払条件（発効日以後に発病した病気を直接の原因とし、はじめて特定の身体障がいの状態となったときが対象です。）に該当していることから、被申立人の判断には不服である。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 疾病障害共済金の請求権発生要件（共済事故の成立要件）は、「疾病障害特約において、被共済者が疾病障害特約の発効日または更新日以後に発病した疾病を原因として、共済期間中にはじめて特定の身体の障害の状態となった場合には、疾病障害共済金として疾病障害特約共済金額に相当する金額を支払う。」と定めている。
- (2) 申立人は、平成 25 年 3 月頃から労作時に息切れおよび動悸を自覚するようになり、同年 6 月 3 日A病院を受診し、検査の結果、医師より原因不詳の心機能低下との診断を告げられ、6 月 20 日にBセンターを受診。各種検査の結果、最終的に大動脈弁 2 尖弁と大動脈弁逆流が認められ、心機能低下は弁膜症性心不全であると考えられたことから、Bセンターに入院し、平成 26 年 3 月 4 日弁置換術を受けるに至った。
- (3) A病院の医師は平成 25 年 3 月頃と診断し、Bセンターの医師は「不詳」と診断しており、いずれも発効日である平成 25 年 6 月 1 日以後であるとは診断していないこ

とから、大動脈弁閉鎖不全症の発病時期が、発効日である平成 25 年 6 月 1 日以後である事実が証明されたとはいえないから、本件請求は棄却されるべきである。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記の理由から「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件における主要論点は、申立人が受けた弁置換術の「直接の原因」ないし「原因」は何かであり、その発症時期はいつであったかという点であるが、当審議会は、平成 25 年 6 月 1 日より前に大動脈閉鎖不全症による身体の異常が自覚されていた可能性等について、第三者機関に意見照会をしたところ、カルテの記載からすると、申立人には、平成 25 年 4 月前後から息切れ等の自覚症状が現れていたと見られるが、この自覚症状は、大動脈弁閉鎖不全症に起因するものであったと判断できる、という回答であった。
- (2) 大動脈弁閉鎖不全症が平成 25 年 6 月 1 日以後に発症したものであると主張するためには、それ相当の立証が必要とされるところであるが、申立人が当審議会に提出した証拠・参考書類等には、当審議会を説得するに足りるものは見当たらなかった。したがって、当審議会は、医学的見地にたった、上記回答のように解するのが自然であり、妥当であると判断するに至った。